

国分寺市教育委員会議事録・第6号

会議の種類 第5回国分寺市教育委員会定例会
会議の日時 令和7年5月26日(月) 午前10時00分
会議の場所 国分寺市役所 会議室201

会議の出席者

(教育委員会)

教育長	古 屋 真 宏
教育長職務代理者	大 木 桃 代
委 員	辻 亜希子
委 員	武 内 彰

(説明員)

市民生活部長	杉 本 守 啓
教育部長	日 高 久 善
人権平和課長	平 原 直 樹
教育総務課長	廣 瀬 喜 朗
学務課長	村 上 航
学校指導課長	馬 場 一 平
学校教育担当課長	關 友 矩
指導主事	渡 辺 大 輔
指導主事	稲 村 望
指導主事	柴 田 慈
社会教育課長	豊 田 泰 之
ふるさと文化財課長兼市史編さん室長	

	依 田 亮 一
史跡整備担当課長	諸 橋 広 光
公民館課長兼本多公民館長	大日向 輝 美
図書館課長兼本多図書館長	有 賀 真由美

(事務局)

書 記	保 谷 裕 子
書 記	人 見 杏 平
書 記	山 口 徹

傍聴人 4人

〔開会と署名委員の指名〕

午前10時00分、教育長は開会を宣言し、署名委員として2番辻委員、4番武内委員を指名した。

〔前会議事録の承認〕

- ・令和7年3月21日開催の令和7年第3回国分寺市教育委員会定例会議事録第4-1号
- ・令和7年3月21日開催の令和7年第3回国分寺市教育委員会秘密会議事録第4-2号

〔教育長等の報告〕

教育長 おはようございます。本日もお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

一昨日は小学校5校の運動会への視察に参加いただきありがとうございました。天気が心配されましたが、校庭のコンディションもよく、子どもたちが生き生きと活動する姿は見応えがあり、かけがえのないものであると実感し、本当に素晴らしいと思いました。

また、あわせて第五小学校や第九小学校には第一中学校の生徒がボランティアとして参加しており、小・中の連携も深まってきていると感じています。

今週末には中学校4校の運動会も予定されていますので、もしお時間がありましたら参加をよろしくお願いします。

〔議事〕

1 議案第26号 専決処分について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

国分寺市コミュニティ・スクール協議会規則(平成25年教委規則第5号)第4条第1項の規定により、令和7年5月1日より委員を委嘱する必要があり、専決処分したので教育委員会の承認を求めるため、必要がある。

学校教育担当課長 新たに今年度の保護者代表が決まったことから、追加の委嘱の議案を付議しています。資料を御覧ください。第六小学校・第十小学校・第五中学校のコミュニティ・スクール協議会委員の網かけとなっている箇所が追加の委員候補者です。

(意見・質疑の要旨)

辻委員 新しく委員の方が選任されたことについては、全く異議はありません。ぜひ御活躍いただければと思っています。

小・中学校が合同でコミュニティ・スクールを進めていくケースでは、どうしても委員の人数が多くなると思います。第六小学校・第十小学校・第五中学校の協議会委員も22人にお願いすることになっていますが、意見を集約して進めていくのは大変ではないかと思いました。ましてやコミュニティ・スクールは始動したばかりで、手探りの中で進めていくことも多いと思います。コミュニティ・スクールの組織の中でどのように進めていくのかについて、もし決まっていることがありましたら教えてください。

学校教育担当課長 今年度から3校合同のコミュニティ・スクールを開始しています。学校長からは、手探りながらも進めており、事前に資料を提供するなど、工夫して皆さんの意見を吸い上げていくと伺っています。教育委員会としても、指導主事が訪問し、状況を読み取りながら、助言していく形で今年度は計画しています。

辻委員 現在はオンライン会議という手段もありますので、多くの委員の方々に参加していただきながら、皆さんの意見を吸い上げて、ぜひ地域と子どもたちのためになるように進めていただければと思います。まとめていくのは大変かと思いますが、これまでの実績、経験などを踏まえて、学校にもよい形で関わっていただき、教育委員会も適宜サポートするような形になれば理想的だと思います。これからいろいろ蓄積されていくと思いますので、情報交換しつつ、進めていただければと思います。

教育長 委員の中には、第六小学校を中心に活動されている方、第十小学校を中心に活動されている方、第五中学校を中心に活動されている方もいらっしゃいます。学校ごとに分科会を開くこともありますし、22 人の方にお集まりいただく全体会もあると伺っています。いろいろと工夫をしながら、ぜひ充実した会にしていだけたらと思います。

ちなみに、今回委嘱された方は保護者代表と書かれていますが、所属はあるのでしょうか。

学校教育担当課長 第五中学校の第3学年の保護者代表と伺っています。

(採決)

原案どおり承認（全員一致）

2 議案第 27 号 専決処分について＜教育長提出＞

(議案の内容と説明)

国分寺市公民館運営サポート会議設置要綱（平成 27 年要綱第 2 号）第 3 条の規定により令和 7 年 5 月 1 日より委員を委嘱する必要がある、専決処分したので教育委員会の承認を求めるため、必要がある。

公民館課長兼本多公民館長 候補者名簿を御覧ください。並木公民館の運営サポート会議委員のうち項番 6、設置要綱第 3 条第 2 号の地域団体の代表者の選出について、4 月の教育委員会定例会後に連絡をいただいたため、専決処分いたしました。

御審議のほど、よろしくお願いします。

(意見・質疑の要旨)

教育長 地域団体の方からの推薦ですね。

公民館課長兼本多公民館長 そうなります。

(採決)

原案どおり承認（全員一致）

教育長 続いて議案第 28 号「国分寺市立教育センター条例の一部を改正する条例について」、議案第 29 号「国分寺市立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第 30 号「国分寺市立教育センターの指定管理者の募集について」の以上 3 つの議案は、関連するものであることから一括議題とし、説明及び質疑の後、個別に採決する流れでよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

3 議案第 28 号 国分寺市立教育センター条例の一部を改正する条例について＜教育長提出＞

（議案の内容と説明）

市立男女平等推進センターの管理施設の一部を市立教育センターへ管理替えるため、条例の一部を改正することを教育委員会の意見として市長に述べる必要がある。

4 議案第 29 号 国分寺市立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則について＜教育長提出＞

（議案の内容と説明）

教育センターの貸出施設に係る様式の規定を改正するため、必要がある。

5 議案第30号 国分寺市立教育センターの指定管理者の募集について＜教育長提出＞

（議案の内容と説明）

国分寺市立教育センターの管理運営について、令和8年4月から指定管理者制度による運営を行うため、指定管理者を募集する必要がある。

社会教育課長 議案28号の資料、3ページを御覧ください。前回の定例会でも、ひかりプラザの指定管理者制度への移行の方向性について報告しましたが、移行に向けた公募を進めるに当たり、同施設内に配置する男女平等推進センターの方向性を整理する必要がありました。その結果、男女平等推進センターが所管するひかりプラザの貸出施設201、202号室、生活実習室について、施設管理の効率化を図る観点から、教育センターに管理替えし、一体的に管理をお願いしたいという市長からの依頼文書を資料のとおり受けたというものです。それらの内容を教育センター条例に反映する必要があったことから、その3室を追加する条例改正をするという経過です。

新旧対照表を御覧ください。教育センター条例別表の国分寺市立教育センター使用料において、101号室の項の次に、男女平等推進センターの管理及び運営に関する条例の別表で規定されていた「生活実習室・201号室・202号室」を追加します。あわせて使用区分の部屋の順序について、ひかりプラザの1階から5階の階層ごとに規定を改めたく、5階にある501号室と4階の実験実習室の順序を入れ替える改正も同時に行いたいと思います。

施行日は、指定管理者制度移行に合わせ、附則において令和8年4月1日と規定しています。

議案第29号、国分寺市立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則についてです。こちらは、先ほど説明した条例の改正に伴い、貸出施設に係る各様式に記載された部屋の名称を追記するための規則改正です。

議案第30号、国分寺市立教育センターの指定管理者の募集についてです。こちらは議案裏の資料を御覧ください。資料の項番1と2は、前述した今回の条例改正の内容をまとめたものです。条例改正を経た上で、教育センターを令和8年4月から、指定管理者の管理に移行するために公募に向けた手続を進めたいという内容を項番3にまとめています。

指定管理者が管理する主な対象範囲は（1）のとおりで、管理対象になるエリア、ならないエリアをそれぞれ定義しています。教育センター以外の公の施設や、執務室の扱いになるエリア、行政財産使用許可により運営しているエリア、教育センター事業に関わらないエリアは、管理対象外として整理しています。

（2）に主な業務内容を示しています。主に受付や貸出業務、部屋や備品の管理、安全管理を行っていますが、それ以外にも新幹線資料館の管理・活用といった業務も指定管理に移行させたいというものです。

御審議のほど、よろしくお願いします。

(意見・質疑の要旨)

大木教育長職務代理者 改正後は生活実習室、201号室、202号室がこの管理に該当するということですが、使用料は現在から変更がないと考えてよろしいですか。

社会教育課長 変更ありません。

大木教育長職務代理者 承知しました。これらの貸出施設を教育センターに移管することで、ひかりプラザ全体の施設管理の効率化を図ることについては理解しました。ただ、これによって市民が使用する上で不便が生じることはないか確認させてください。

社会教育課長 今回、直営から指定管理に移行することに関して、周知して進めたいと思いますが、特に利用に対して不便をかけることはないと考えています。

大木教育長職務代理者 それであれば安心しました。管理者が変わることによって市民が不便を感じることや、使い勝手が悪くなるが生じては本末転倒になりますので、移管後も十分に確認をしながら、進めていただければと思います。

教育長 逆に利便性が向上するなどがあれば教えてください。

社会教育課長 施設の利用方法は変わりませんが、現在、市の正規職員の直営、会計年度任用職員の直営、また、夜間はシルバー人材センターの活用という形ですが、指定管理として一括で管理をすることで、夜間の対応等も含めサービスも向上できると考えています。

施設の利用、新幹線資料館の活用という点も、よりよい民間ノウハウが活用できれば、より魅力ある施設になると思いますので、そうした部分の取組をしていきたいと思っています。

大木教育長職務代理者 議案第30号の指定管理者募集についてで、管理対象の教育相談室、トライルーム、実験準備室など教育センター事業を実施する各諸室に関して、備考で「教育センター事業に係る施設として対象範囲には含むが、運営に関しては引き続き直営で実施」という点について、もう少し説明をお願いします。

社会教育課長 運営に関しては、教育相談室、トライルーム等は直営という形で行っていくのですが、施設管理については、指定管理の対象としたいと思います。例えば電球が切れてしまったなどがあった場合は、指定管理の業務として行います。ただ、運営自体は直営のままで進めるといった形の整理をしています。

大木教育長職務代理者 施設としての範囲をどのように捉えるか、少し分かりにくかったので、例として電球のようなお話を伺って安心しました。教育相談室やトライルームは、非常にプライバシーが関わる場所ですので、引き続き直営で実施し、利用者のプライバシーを守り、かつ、最大限の効果を発揮できるように検討していただければと思います。

辻委員 貸室がこれだけありますが、現在の利用状況はいかがですか。

社会教育課長 全体の利用率は約6割前後です。その中で男女平等推進センターにて、特に登録されている団体の利用率は4割程度と聞いています。いつも満員というわけではないので、予約したくても借りられないといった施設ではありません。

辻委員 公民館は貸室ではないという理解が正しいのだと思いますが、みんなで集まって何かしたい、学びたい、何か進めたいときに、候補として、もしかしたら公民館ほど市民の認識にないのではないかと思いますので、この機会にひかりプラザを使い、こういった場を設けることができると宣伝して、利用いただけたらいいと思いました。

社会教育課長 指定管理の導入に当たり、広報も非常に大事だと思います。もちろん周知という形では進めていますが、新たな視点の中で、より分かりやすい広報というところも

指定管理に移行するメリットかと思いますが、そちらも意識して対応したいと思います。

辻委員 素朴な疑問として、現在、男女平等推進センターで貸室を利用されている団体は、どのような団体で、どのような学びをされているか、差し支えない範囲で教えてください。

人権平和課長 男女平等推進センターの登録団体は我々で管理しており、団体数は30団体です。様々な活動をされていますが、特に男女平等の推進のために活動している団体が多いです。例えば、ジェンダーあるいは性の多様性を考えるなど、各団体が活動し、場合によって対外的な広報や講座等を実施していると承知しており、そのための部屋としてこれまでも活用されています。

辻委員 割と若い利用者も多いのでしょうか。学生などはいらっしゃいますか。

人権平和課長 主要メンバーあるいは活動団体に学生が多くいるという認識は持っていません。ただ、学生とは言わないまでも、若い方がメンバーの中に入って、申し上げたような活動をされていることは認識しています。

辻委員 現在の若者は、私どもが若い頃に比べて、多様性について学んだり、発信したりする機会は非常に多くなっていると思います。ぜひ若い世代の方々にも広報を十分生かして、様々な世代の方に利用していただけるようになっていくとよいと思いました。

大木教育長職務代理人 201号室、202号室、生活実習室の所管が来年4月に教育センターへ移るということですが、そうしますと、男女平等推進センターはどのような施設を管理されるのですか。また、運営は直営ということですが、その取扱いなどについて、もう少し説明をお願いします。

人権平和課長 私どもで管理している男女平等推進センターの施設として、議題に挙がっている3室のほかに、相談室、図書資料室、談話室の3室は引き続き運営します。図書資料室は、男女平等推進に関わる書籍を中心に、市立図書館とは別の視点の図書資料室として用意しています。また、特に核となる女性の相談を受けるための相談室は完全個室で、プライバシーに配慮した形で相談事業を行っています。談話室は、先ほど申し上げた男女登録団体を中心に、その活動の状況や、あるいは市と団体が協働で実施する講座の打合せ等で使用しています。

男女平等推進センターについては、新庁舎移転に伴い、人権平和課の職員が男女平等推進センターの職員を兼務し、相談員として1人は常駐していますが、それ以外の職員については、交代でひかりプラザに足を運んで対応している状況です。

現状、大きな支障はありませんが、男女平等推進センターの認知度はあまり高くない状況ですので、今後認知度を上げて、センターを活用していただく視点から市の協議の中で体制の強化を考えています。

大木教育長職務代理人 管轄が変わることで利用者に不便などが生じてはならないという思いもあり、お伺いしました。特に相談室に関しては、非常にプライバシーが重視される扱いになると思います。こちらも直営で、引き続きプライバシーが厳守されることも確認できて安心しました。

部屋が移管することで、よく利用されている方の不便になってはと思いましたが、談話室などは特にしっかりと確保され、引き続き安心して利用いただけたらと思います。

相談室の業務などは特に、教育相談室においても、男女平等推進センターに係る相談室に関しても、非常にセンシティブな問題も生じておりますので、引き続き利用者が安心して相談できる環境づくりにお力添えいただければと思います。

教育長 それでは、一つずつお諮りいたします。議案第28号、国分寺市立教育センター条

例の一部を改正する条例について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

教育長 続いて、議案第29号、国分寺市立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

教育長 続いて、議案第30号、国分寺市立教育センターの指定管理者の募集について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

6 議案第31号 国分寺市コミュニティ・スクール協議会委員の任命について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

国分寺市コミュニティ・スクール協議会規則（平成25年教委規則第5号）第4条第1項の規定により、委員を任命する必要がある。

学校教育担当課長 資料を御覧ください。網かけ部分が新たな候補者で、ふるさと文化財課の職員です。

御審議のほど、よろしくお願いします。

(意見・質疑の要旨)

大木教育長職務代理者 新しく委員候補となられた方のように、市の職員がコミュニティ・スクール協議会の委員の候補になるのは、珍しいケースかと思いました。なおかつ識見者としての推薦枠ですが、候補となった経緯について説明をお願いします。

学校教育担当課長 第四小学校、第四中学校合同でのコミュニティ・スクールは昨年度から開始し、今年度に入り、新たにふるさと文化財課職員を委員として追加したい旨、学校から話がありました。学校としては、学区域に史跡地や資料館があることから、これまでも校外学習等で連携してきましたが、より一層の充実を図り、授業にも率先して内容を入れていきたいということで、この職員が委員候補者として推薦されました。

大木教育長職務代理者 経緯を理解しました。今まで市が小・中学校の学習において、特に地域として近いということもあり、尽力されていたことが評価されたものと考えています。ぜひこれからも第四小学校、第四中学校のコミュニティ・スクール協議会の委員として、市の持つ知見などを十分にお伝えして、児童・生徒の学習がより深まるようにお力添えいただければと思います。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

7 議案第32号 国分寺市立中学校部活動地域連携・地域移行等推進委員会委員の任命及び委嘱について＜教育長提出＞

（議案の内容と説明）

国分寺市立中学校部活動地域連携・地域移行等推進委員会設置要綱（令和7年要綱第3号）第3条の規定により、委員を任命及び委嘱する必要がある。

社会教育課長 裏面を御覧ください。計14人の方を任命・委嘱したいというものです。任期は、令和7年6月23日から令和8年3月31日までです。

御審議のほど、よろしくお願いします。

（意見・質疑の要旨）

教育長 今後さらに部活動の地域連携・地域移行を進めていこうという中で、様々な御意見を伺いながら体制づくりを図りたいと思っています。前回の委員会の名称は何でしたか。

社会教育課長 国分寺市立中学校部活動地域連携・地域移行等検討委員会です。

教育長 検討委員会でしたね。

社会教育課長 検討委員会は導入に関すること、今回は推進に関することとして、新たに立ち上げたというものです。

教育長 新たに立ち上がるということで、またさらにお力添えをいただけたらと思います。

（採決）

原案どおり可決（全員一致）

8 議案第33号 国分寺市史跡武蔵国分寺跡保存整備委員会委員の委嘱について＜教育長提出＞

（議案の内容と説明）

武蔵国分寺史跡地地主会会長の交代に伴い、国分寺市史跡武蔵国分寺跡保存整備委員会設置条例（平成23年条例第26号）第3条第1項の規定により、委員を委嘱する必要がある。

史跡整備担当課長 国分寺市史跡武蔵国分寺跡保存整備委員会は、国分寺市史跡武蔵国分寺跡保存整備委員会設置条例に基づいて、史跡武蔵国分寺跡周辺の史跡の適切な保存及び整備並びに有効な活用について審議することを目的として設置されており、現在進めている史跡整備事業に対して、様々な立場から指導、助言をいただいています。武蔵国分寺史跡地地主会の会長には、識見を有する者としてだけではなく、地域の代表としても委員会に出席いただき、意見を頂戴しています。任期は本日から令和8年7月7日までです。

御審議のほど、よろしくお願いします。

（意見・質疑の要旨）

教育長 地主会の会長が交代されたため、委員が代わることになります。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

〔協議〕

な し

〔報告〕

1 寄附の受領について

(事務局からの説明)

教育総務課長 報告1、寄附の受領について、資料No. 1を御覧ください。市立第七小学校に対し、和楽器の三味線及びそのケース・小物一式を1棹、寄附をいただいています。学校からは、本物品について音楽の授業などで活用していくと伺っています。

報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

な し

2 令和7年度児童生徒数・学級数について

(事務局からの説明)

学務課長 令和7年度の学級編成が終わりましたので、児童・生徒数、学級数を報告いたします。資料No. 2を御覧ください。

一番右下の網かけ部分、小学校の総計については、令和7年度の学級数が229と、前年度と比べ9学級の増となります。また、児童数が令和7年4月7日現在で6,392人と、127人の増となります。

資料裏面の一番下、中学校の総計については、令和7年度学級数は77と、前年度と同数です。生徒数は4月7日現在で2,375人と、19人の増となります。

小・中学校とも、児童・生徒数が増加となっていますが、今後も微増の状況について、注意深く見守っていきたいと考えています。

報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

教育長 本市においては、まだ児童・生徒数は増加傾向にあります。また、今回で35人学級が6年生まで完成したということになります。

状況については、これからも注視していただきたいと思います。

〔その他〕

大木教育長職務代理人 先日、近隣市の立川市の小学校で、全国規模で報道されるような非常に驚くべき事件が発生し、大きな衝撃を持って拝見しました。

それを受けて、本市では教育委員会として各校にどのような指示をし、各学校はどのように対応されているのか、教育委員会としては今後どのように各校をサポートしていく予定か、現状で結構ですので報告いただければと思います。

学校指導課長 今回の事件を受けてどのようなことを行ったか、説明いたします。

事件が起きてすぐに、模倣犯による他地区、他校での二次被害を防止する観点から、第一報として注意喚起を行いました。その後、概要がつかめてきた時点で、改めて学校の危機管理マニュアルの確認、見直し等を含め、3点对応しています。

1点目、登校完了後、各学校の実態に応じて、可能な限り、校門、玄関を施錠すること。2点目、来校者へは、保護者証の入校証など、身分を証明できる名札を着用させ、受付にて来校目的を必ず確認すること。3点目、都の安全教育プログラム等を活用しながら、学校での安全に関する指導、具体的な回避行動を指導すること。以上を学校に依頼しました。

その後、保護者向けの通知も、学校、教育委員会の連名で発出しています。こちらについては、学校の取組への協力ということで、登校後、学校が施錠していることを知っていただきたいということ。来校時に、名札を必ずつけていただきたいということ。来校目的の確認ということで、必ず受付を通っていただきたいということ。以上3点について保護者に周知を図りました。

学校で危機管理マニュアル等の見直し、確認等を行っていますので、今後は指導主事を派遣して、相談に乗り、学校の不審者対応の避難訓練等にも確認のために参加しながら、学校と一緒に考えていければと考えています。

報告は以上です。

大木教育長職務代理者 現時点で、教育委員会及び各校としてできる対応をしていただいているので安心してしました。

子どもたちにとって、学校は安心・安全な場所でなくてはいけないのは当然のことです。今回の事例は特殊なこととは思いますが、いつそういった不審者が入ってこないとも限りませんし、引き続き、学校として子どもたちを守るために御尽力いただきたいと思います。

おそらく今回被害を受けた先生方も非常に大きなショックを受けていると思います。子どもに被害がなかったのは何よりですが、5人ぐらいの先生がけがをされたと報道で伺っていますので、教育委員会として、子どもだけでなく、先生も守ることができるよう、各校に不審者対応マニュアルや訓練などについて、見直しを指示するだけでなく、引き続き支援をしていただければと思います。

教育長 改めて学校施設の管理も含めて様々な訓練方法等も検討し、さらに、子どもたちが安全・安心な学校生活が送れるように、指導をお願いしたいと思います。

早速、不審者対応でバリケードをつくる訓練をした中学校もあり、学校も危機的な意識は非常に高いと感じています。特殊な事案と申しても、やはりいつ、いかなる状況が起こるか分かりませんので、しっかりと緊張感を持った対応をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

〔閉会〕

午前10時45分、教育長は閉会を宣言した。

署名委員 2 番 辻 亜希子

4 番 武内 彰

調製職員 廣瀬 喜朗